



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースター（第 113 回）をお届けいたします。

本ニュースターについて、[ニュースターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

今年も残すところ僅かとなりましたが、弊所は 2024 年 12 月 25 日から 2025 年 1 月 5 日まで年末年始の休業期間とさせていただきます。

来年も皆様の豪州事業のお役に立てるような情報を発信してまいりたいと存じますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

2024 年 12 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

【特別企画】海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナー （2024 年 11 月 25 日）

2024 年 11 月 25 日に東京で開催された国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナーに、加納弁護士が登壇しました。

本セミナーは、①オーストラリアの不動産市場概況、②不動産事業に関連する法規制概要および③現地に進出している日本企業による不動産事業の実情がテーマであり、加納弁護士はテーマ②に関して登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説し、その内容について質疑応答がなされました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます（いずれも加納弁護士登壇部分）。

Japan Practice
紹介サイト



その他の注目のトピック

ASIC の優先執行事項の公表について（コンプライアンス）

オーストラリア証券取引委員会（ASIC）は毎年、その年のリソースと専門知識をどこに投入するかを示すために、執行の優先事項を発表しています。2024 年 11 月 14 日、ASIC は、2025 年の執行の優先事項として以下の項目を公表しました。

- 退職年金貯蓄に関する不適切な行為（ファイナンシャルアドバイザーによる不適切なアドバイス等）
- 金融サービスライセンサーおよびクレジットライセンサーにおける適切なサイバーセキュリティ保護の欠如
- 保険会社による顧客に対する公正かつ誠実な対応の不履行（透明性、説明責任の確保）
- 債権管理および債権回収における不正行為（義務の不履行、消費者保護の不遵守）
- その他（監査人の不正行為、中小企業およびその債権者に影響を与える不正行為、消費者信用保護の会費を目的としてビジネスモデル、悪質な不動産投資スキーム、インサイダー取引）

なお、2024 年から継続するグリーンウォッシングや中古車ローン不正なども引き続き重点分野として取り組まれます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

企業結合規制改正法案の可決（企業結合規制）

2024 年 11 月 28 日、豪州連邦議会において企業結合規制改正法案が可決されました。可決された法案の内容については、以前公表された法案の内容から修正は加えられていません。この改正法は 2026 年 1 月 1 日より施行され、一定の基準を満たす企業結合取引を実施する場合は、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）へ事前の届出を行って承認を取得することが義務づけられます。

この制度は、2026 年 1 月 1 日以降に実施される企業結合に適用されますが、2025 年 12 月 31 日までに現行制度の下で承認を受け、承認から 12 か月以内に完了する取引は対象外となります。また、結合取引の当事者は、2025 年 7 月 1 日より、自主的に新制度に基づく届出を行うことができます。

ACCC は、この制度が実務上どのように機能するかを理解する上で重要なガイドラインも公表する予定であり、それにより実務上の見通しや準備方法に関する洞察が得られる見込みです。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メル](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

西オーストラリア州の「並行処理」環境認可改革の施行（環境）

2024年11月28日、西オーストラリア州において、「1986年環境保護法（EP法）」の改正に基づく、環境認可手続きの効率化を目的とする改革が施行されました。この改正により、プロジェクトが環境アセスメントを受けている間に他の認可手続きを並行して進める「並行処理」が可能となり、資源プロジェクトの遅延削減と柔軟性向上が期待されています。

EP法の改正前は、同法の第IV部に基づく環境保護局（EPA）によるアセスメントが完了し、実施に関する大臣の承認を得るまで、政府の意思決定機関は、「提案の実施を許可又は承認する効果を持つ」いかなる決定も行うことはできないものとされていました。この制約は、区画整理や開発の計画承認、工場建設の工事承認、在来植生の伐採許可、国有地のリースや採掘・石油鉱区の許可等の土地利用に関する承認決定など、広範囲にわたる承認決定に影響を与えていました。

この制限は今回の改正により緩和されましたが、「制限された決定」として分類される、2005年計画・開発法（WA）を含む「計画法」に基づく決定や水圧破碎を伴う石油活動に関連する決定は引き続き制約を受けます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

プライバシー法改正案の可決（プライバシー法）

2024年11月29日、プライバシー法改正案が豪州連邦議会で可決され、プライバシー法1988年の大幅な改正が実現しました。本法案には、反ドクシング規定（「ドクシング」とは個人に対する脅迫や嫌がらせを目的とした通信サービスを利用した個人情報の公開を意味します。）、重大なプライバシー侵害に対する法定不法行為の新設、自動化された意思決定に関する透明性の強化、情報コミッショナーによる児童オンラインプライバシー規範の策定義務、情報コミッショナーの情報共有および執行権限の強化など、幅広い改革が含まれています。なお、法案段階からは下記の修正が加えられています。

- 反ドクシング規定に関して、改正法の施行後24か月以内に独立したレビューを実施することが義務付けられました
- 特定の義務違反が認められる場合に、情報コミッショナーが対象組織に対し、コンプライアンス通知を出す権限が追加されました。当該通知に従わない場合には民事罰が科されます。また、当該通知に従うことで、関連する条項の違反を認めたものと見なされます。
- 新設される法定不法行為に関し、プライバシー侵害が認められるためにはプライバシー保護の必要性が公益を上回る必要があるところ、公益の範囲を当初より限定し、国家安全保障、公衆衛生および安全、犯罪および詐欺の防止および摘発などに特定しました。また、裁判所が報道機関や法執行機関などに関する免除規定の適用を決定できることが明記されました。

なお、改正法の多くは2024年11月28日および29日に発効しましたが、自動化された意思決定に関する透明性の強化に関する規定については、2026年までに準備する猶予期間が設けられています。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

海外不動産業官民ネットワーク（J-NORE）第1回オーストラリアセミナー（2024年11月25日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産業官民ネットワーク（J-NORE）第1回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JVの概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024年度第2回勉強会（2024年9月5日）

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の4つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023年3月29日～31日）

International Bar Association が2023年3月29日から31日にかけて東京で開催した4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022年11月8日）

シドニー日本商工会議所が2022年11月8日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容（1時間の録画ビデオ）は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

Japan Practice
紹介サイト



最近の出版物等

『【特別企画】どうなる？日豪のM&A市場 - NNA業界座談会第6弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信するNNA社が主催した、日系企業による豪州M&Aに携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州M&Aに関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業によるM&A手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOUおよびDDの重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024年7月8日および9日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所のEnergy Transition Guideが公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、2024年の1月1日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』（第2版）（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール：ysugawa@claytonutz.com



ロイヤー 曾我 修平
メール：ssoga@claytonutz.com



外国法資格実務家 白藤 祐也
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：yshirafuji@claytonutz.com



外国法資格実務家 半谷 駿介
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：shanya@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール：kridgway@claytonutz.com